

「2023年版FP手帳」

資料編<タックスプランニング> 追補情報

「2023年版FP手帳」の掲載資料（タックスプランニング分野）中、「2023年以降は本手帳制作時点では未定。決まりましたら、近代セールス社ホームページでご案内します」としていた箇所について、新しい税制が決まっておりますので、下記のとおりご案内します。資料をご利用の際はご注意くださいようお願いいたします。

① 「3. 法人税のポイント」

・ P104 【法人税の税率】

○図表の下に、「2012年4月1日から2023年3月31日までに開始した事業年度の税率」とありますが、この期間は「2025年3月31日までに開始した事業年度までの税率」に延長となりました。

② 「4. 相続税・贈与税のポイント」

・ P107 【相続税の計算方法】

○図表の一番上の段、一番右にある箱にある「3年以内の贈与財産」の加算について、次のように決まりました。

贈与財産が相続財産に加算される期間（現行は3年以内の贈与財産）は、2024年1月1日の贈与から順次延長され、2031年1月1日以後の相続からは、相続開始前7年以内の贈与財産が加算されることになる。なお、延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続税の課税価格に加算されない。

・ P114 【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

○期間の欄に「2015年4月1日から2023年3月31日までに拠出」とありますが、この「2023年3月31日までに」は、「2025年3月31日までに」に延長となりました。

○手続き③の欄の上段に「残額(使い残し)があれば贈与税課税」とありますが、これについて、次のようなことが新たに決まりました。

2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税については、従来の特例税率ではなく一般税率が適用される。

・ P115 [教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置]

○期間の欄に、「2013年4月1日から2023年3月31日までに拠出」とありますがこの「2023年3月31日までに」は「2026年3月31日までに」に延長となりました。

○手続き③の欄の上段に「残額があれば原則、贈与税課税」とありますが、これについて、次のようなことが新たに決まりました。

2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税については、従来の特例税率ではなく一般税率が適用される。

・ P115 [教育資金の一括贈与(贈与者の死亡時の課税)]

○図表中、非課税適用期日の上段右端の枠の中の、「2023年3月31日まで」とありますが、ここは上記の改正により「2026年3月31日まで」となります。

○同じく[教育資金の一括贈与(贈与者の死亡時の課税)]の図表中、「贈与者の死亡による課税の欄の「例外」の枠の最終行に「相続税の課税対象外」とありますが、これについて次のように決まりました。

2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税については、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円超の場合、要件を満たしても相続税の課税対象となる。

・ P116 [「相続時精算課税」と「暦年課税」との相違点]

○「相続時精算課税制度による贈与」の「贈与時」の「非課税枠」の欄に、「一生涯において、

2,500万円の非課税枠（特別控除額）を複数年にわたり利用できる」とありますが、2024年1月1日からは、2,500万円の非課税枠とは別に、毎年110万円の基礎控除が設けられます。

○図表の下から5つ目、「生前贈与加算の取扱い」の欄の左側に、「特定贈与者からのすべての贈与が相続財産に加算される」とありますが、上記のように、2024年1月1日から毎年110万円の基礎控除が設けられた場合、相続時に課税価格に加算される財産の価額は、この基礎控除分を控除したあとの残額となります。

○同じく下から5つ目、「生前贈与加算の取扱い」の欄の右側に、「相続前3年以内に贈与の受けた場合の加算」について記載がありますが、これについて次のように決まりました。

贈与財産が相続財産に加算される期間は、2024年1月1日の贈与から順次延長され、2031年1月1日以後の相続からは、相続開始前7年以内の贈与財産が加算されることになる。なお、延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続税の課税価格に加算されない。

○図表の一番下の「情報開示制度」の欄の右側、「相続開始前3年以内の贈与財産価額の合計額については情報開示の対象となる」とあるが、贈与財産価額の合計額が情報開示の対象となる期間についても、上記と同様に延長となる。

③ 「8. 相続の手続き」

・ P125 【相続に関する期間制限等（一般例）】

○図表の一番上の中央の枠に「3年以内」とありますが、これについては次のようになります。

生前贈与の加算対象期間は、2024年1月1日の贈与から順次延長され、2031年1月1日以後の相続からは、相続開始前7年以内の贈与財産が加算されることになる。

*** 下記は、お詫びと訂正です。**

●100～101 ページ 「住宅ローン控除の適用要件」の図表

同表の4項目目に「中古住宅の築後年数」がありますが、2022年度の税制改正によりこの築後年数に関する要件は廃止され、「新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋であること」という要件となっています（昭和57年1月1日以降に建設された中古住宅については、新耐震基準を満たしているものとみなされます）。

資料改訂時の誤りであり、お詫びし、訂正いたします。